

大阪市長

補助事業者

住所 〒

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

(電話番号 - -)

補助金交付申請書

大阪市ブロック塀等撤去促進事業について、補助金の交付を受けたいので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、指定書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的 地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止や避難経路の確保

2 補助事業の内容

ア 実施箇所(住居表示) 大阪市 区

イ 事業期間 工事契約日または工事契約予定日 令和 年 月 日
工事着手予定日 令和 年 月 日
事業完了予定日 令和 年 月 日

ウ ブロック塀等 基準法道路 (幅員4m以上 ・ 幅員4m未満)
が面する道路等 通路等

エ 補助対象項目

ブロック塀等の撤去

ブロック塀等の種別	基礎撤去の有無	ブロック塀等の高さ		延長	補助対象見付面積
		残置部分	撤去部分		
	有・無	cm	cm	m	m ²
	有・無	cm	cm	m	m ²
	有・無	cm	cm	m	m ²

軽量フェンス等の新設

軽量フェンス等の種別	基礎の築造方法	軽量フェンス等の新設部分高さ	延長	補助対象見付面積
	新設・再利用	cm	m	m ²
	新設・再利用	cm	m	m ²
	新設・再利用	cm	m	m ²

3 交付申請額 [ブロック塀等の撤去] 金 _____円
(内訳は様式1-5のとおり) [軽量フェンス等の新設] 金 _____円
[交付申請額合計] 金 _____円

補助事業者一覧

補助事業者（代表申請者も記載のこと）	
氏名	住所・電話番号
(代表申請者欄)	〒 — TEL () —
	〒 — TEL () —

- (注) 1 補助事業者全員を記載してください。
- 2 代表申請者以外の補助事業者は、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄について代表申請者に委任する旨の委任状を添付してください。
- 3 この要綱に基づく大阪市からの通知は、代表申請者のみに行いますので、予めお知りおきください。

大阪市長

委 任 状

この度、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、代表申請者と協力して同要綱に定める事項を責任を持って遂行することを誓約するとともに、同要綱に基づく権利、義務及び手続き等すべての事柄について、代表申請者として _____ 氏 に委任いたします。

なお、同要綱に基づき、代表申請者が受領した補助金の返還を求められた場合、当該返還義務については、私儀も代表申請者と連帯してその責任を負うものとします。

補助事業者
住 所 〒
(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)
(電話番号 — —)

(注) 補助事業者が複数の場合は、代表申請者を除く補助事業者の全員による委任状としてください。

(様式1-4)

ブロック塀等の安全性チェックリスト

□ コンクリートブロック塀の場合

チェック項目		基準	補助事業者 チェック	備考
1	塀の高さ	地盤から2.2m以下である。	はい・いいえ	
2	塀の厚さ	10cm以上である。(2m超2.2m以下の場合は、15cm以上である)	はい・いいえ	
3	控え壁	【塀の高さが1.2m超の場合のみ】 塀の長さが3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。	はい・いいえ	
4	基礎	コンクリートの基礎がある。	はい・いいえ	
5	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。	はい・いいえ	
【以下の項目は、項目1～5の全てが「はい」の場合のみ回答】				
6	鉄筋	本項目の基準を確認できる図面がある。	はい・いいえ	
		【以下は、図面がある場合のみ回答】		
		塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている。	はい・いいえ	
	【塀の高さが1.2m超の場合のみ】 基礎の根入れ深さが30cm以上である。	はい・いいえ		

□ 組積造(れんが塀や石積塀等)の場合

チェック項目		基準	補助事業者 チェック	備考
1	塀の高さ	地盤から1.2m以下である。	はい・いいえ	
2	塀の厚さ	十分である。	はい・いいえ	
3	控え壁	塀の長さが4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある。	はい・いいえ	
4	基礎	基礎がある。	はい・いいえ	
5	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。	はい・いいえ	
【以下の項目は、項目1～5の全てが「はい」の場合のみ回答】				
6	基礎の 根入れ深さ	本項目の基準を確認できる図面がある。	はい・いいえ	
		【以下は、図面がある場合のみ回答】		
		20cm以上である。	はい・いいえ	

(注1) 補助事業者チェック欄で「いいえ」となった項目については、その内容が確認できる写真を添付すること。

(注2) コンクリートブロック塀及び組積造の塀以外のブロック塀等については、上記のチェック項目に準じて安全性を確認した上で、安全性を確認できないことが分かる書類を提出すること。

(様式1-5)

申請額内訳書

1 ブロック塀等の撤去

A 補助対象 見付面積	B 補助対象 限度額単価	C 面積による 限度額 <u>A × B</u>	D 補助対象 経費 (税抜見積額)	E 補助率	F 基礎額 <u>CとDの 低い方 × E</u> 千円未満切捨	G 上限額	H 申請額 <u>FとGの 低い方</u>
m ²	基礎撤去 有 12,800 円/m ²	円	円	1/2	千円	千円	千円
< >	基礎撤去 無 7,800 円/m ²	< >	< >		< >	150	< >

数量算出 (小数第3位以下を切り捨てた数値により計算し、合計は小数第3位以下を切り捨てた数量とする。)

補助対象見付面積 (A)							合計:	m ²
--------------	--	--	--	--	--	--	-----	----------------

2 軽量フェンス等の新設

I 補助対象 見付面積 ※	J 補助対象 限度額単価	K 面積による 限度額 <u>I × J</u>	L 補助対象 経費 (税抜見積額)	M 補助率	N 基礎額 <u>KとLの 低い方 × M</u> 千円未満切捨	O 上限額	P 申請額 <u>NとOの 低い方</u>
m ²	基礎 新設 27,000 円/m ²	円	円	1/2	千円	千円	千円
< >	基礎 再利用 25,400 円/m ²	< >	< >		< >	250	< >

※ ブロック塀等の撤去における補助対象見付面積 (A) を上限とする

数量算出 (小数第3位以下を切り捨てた数値により計算し、合計は小数第3位以下を切り捨てた数量とする。)

補助対象見付面積 (I)							合計:	m ²
--------------	--	--	--	--	--	--	-----	----------------

(注) 補助金変更承認申請の際は、上段に変更後、下段< >に変更前の数値を記載すること。

様

見 積 書

作成者

工事場所 大阪市 区

工事概要 (ブロック塀等撤去工事 ・ 軽量フェンス等設置工事)

有効期限 日 若しくは 令和 年 月 日迄

名称・仕様等	数量	単位	金額	備考
ブロック塀等撤去工事				
諸経費				
ブロック塀等撤去工事 計				
軽量フェンス等新設工事				
諸経費				
軽量フェンス等新設工事 計				
合 計 (税抜)				
消 費 税				
契 約 見 込 額	合 計 (税込)			

大阪市長

誓 約 書

補助事業者は、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

*軽量フェンス等を新設する場合

補助事業者は、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

補助金を受けて新設する軽量フェンス等については、新設工事の請負業者から安全性に問題が無い旨の説明を受けています。また、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して10年以内は、補助事業完了時の軽量フェンス等の形態を変更することなく、適切に維持管理を行います。さらに、当該軽量フェンス等を譲渡する場合は、譲渡を受ける者に対して、この要綱に基づいて協議した事項を周知し、継承させます。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

*構造上同一となっているブロック塀等の一部を撤去する場合

補助事業者は、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、構造上同一となっているブロック塀等の所有者に対し、実施内容・方法、ブロック塀等の耐久性・耐震性への影響等について説明し、ブロック塀等の部分を切り離すことについて承諾を得ております。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

(注) 補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。

(様式2)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定番号

2 補助事業者
(住所)

(氏名)

3 実施箇所
(住居表示)

大阪市 区

4 補助対象項目 (ブロック塀等の撤去 ・ 軽量フェンス等の新設)

5 交付決定額 _____円

6 交付条件

- 大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第8条第1項に規定する変更をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すべきこと。
- その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

7 その他

本通知の決定内容（交付条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(注) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金額確定通知を受けた日から5年間保存すること。

大阪市長

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

工 事 着 手 届

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号にて交付決定の通知を受けた補助事業について、工事に着手したので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 交付決定番号

2 実施箇所

(住居表示) 大阪市 区

3 工事着手日 令和 年 月 日

(様式3)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり交付しないこととしたので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

1 補助事業者

(住所)

(氏名)

2 実施箇所

(住居表示)

大阪市

区

3 補助対象項目

(ブロック塀等の撤去 ・ 軽量フェンス等の新設)

4 不交付決定の理由

(様式4)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号にて通知を受けた補助金の交付決定について、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請を取り下げます。

記

- 補助金交付決定通知書を受け取った日 令和 年 月 日
- 交付決定番号
- 補助対象項目 (ブロック塀等の撤去 ・ 軽量フェンス等の新設)
- 交付決定額 _____円
- 取下理由

様

大阪市長

補助金交付申請取下承認通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付の決定を行った件の補助金について、取下書の提出があったので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次の内容の交付申請の取下げを承認したので通知します。

記

1 交付決定番号

2 補助事業者

(住所)

(氏名)

3 実施箇所

(住居表示)

大阪市

区

4 補助対象項目

(ブロック塀等の撤去 ・ 軽量フェンス等の新設)

5 交付決定額

_____円

(様式5)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で { 補助金交付決定
補助金変更承認 }

を受けた補助事業について、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

記

1 交付決定番号

2 補助対象項目 (ブロック塀等の撤去 ・ 軽量フェンス等の新設)

3 変更内容

補助金交付決定額の変更

既交付決定額 _____円

変更申請額 _____円

差引増△減額 _____円

その他の変更

4 変更理由

(様式6)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金変更承認通知書

令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった補助金については、次のとおり承認することとしたので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定番号
- 2 補助対象項目 (ブロック塀等の撤去 ・ 軽量フェンス等の新設)
- 3 変更内容

(様式 7)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で { 補助金交付決定
補助金変更承認 }

を受けた補助事業について、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

記

- 1 交付決定番号
- 2 中止・廃止の理由

(様式8)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金中止・廃止承認通知書

令和 年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった補助金については、次のとおり承認することとしたので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定番号
- 2 中止・廃止の内容

(様式9)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

不承認通知書

令和 年 月 日付けで承認申請のあった補助金については、承認することが不適當であるため、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定番号

2 不承認の理由

様

大阪市長

補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定した補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第 8 条第 3 項及び第 13 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 交付決定番号

2 補助事業者

(住所)

(氏名)

3 実施箇所

(住居表示) 大阪市 区

4 補助対象項目 (ブロック塀等の撤去 ・ 軽量フェンス等の新設)

5 取消理由

- 補助事業が補助要件を満たさなくなった
- 申請または届出を忘れた
- その他

()

(様式 11)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

補助金完了報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で (補助金交付決定
補助金変更承認)

を受けた補助事業が完了したので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 交付決定番号

2 補助対象項目 (ブロック塀等の撤去 ・ 軽量フェンス等の新設)

大阪市長

領収書等遅延理由書

大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱に基づき、補助金完了報告書の提出を行うにあたり、補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書等）の提出が次の理由により遅延いたします。

なお、当該書類につきましては、補助金請求の際に必要な書類とあわせて提出いたします。

領収書等の写しの提出が遅延する理由

[]

なお、補助対象経費に係る要支払額を示す書類として、当該補助対象経費に係る請求書の写しを添付します。

支払い額 金 円

支払い予定日 令和 年 月 頃

補助事業者

住所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

(様式 12)

大 都 整 第 号
令 和 年 月 日

様

大阪市長

補 助 金 額 確 定 通 知 書

令和 年 月 日付で補助金完了報告書の提出のあった補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

1 交 付 決 定 番 号

2 補 助 事 業 者

(住 所)

(氏 名)

3 補 助 対 象 項 目 (ブロック塀等の撤去 ・ 軽量フェンス等の新設)

4 実 施 箇 所

(住居表示) 大阪市 区

5 確 定 金 額 金 _____円

(注) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、本通知後 5 年間保存してください。

様

大阪市長

補助金交付決定取消兼返還命令書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を行った補助事業については、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第 13 条及び第 19 条の規定により、補助金交付決定の取り消しを行うと共に、次のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1 交付決定番号

2 補助事業者

住 所

氏 名

3 実施箇所

(住居表示) 大阪市 区

4 返 還 金 額

5 返 還 期 限

6 取 消 理 由

(注)補助金返還金額は、同封の納入通知書により返還期限までに公金取扱銀行に納付してください。

(様式 14)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定した補助金について、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

記

- 1 取消・変更の内容
- 2 取消・変更の理由